

②は、好意的に読めば、私たちが今後依拠すべき「障害者権利条約」第19条「この条約の締結国は、障害のあるすべての人が、他の人と平等な選択権に基づいて、地域社会で生活する平等な権利を認め、この権利を活かして、地域社会に参加・参画できるよう効果的に適切な支援を行わねばならない。」と遜色ないと言えよう。

ところが、自立支援法の①は、「障害者が可能な限り地域において自立した（改正障害者基本法第8条の2）」ではなく、「その有する能力及び適性に応じ」た「自立した日常生活又は社会生活」に対する支援を行うとしてしまったために、②の「他の人と平等に、地域社会に参加・参画する」のに必要な支援サービスは、重度の障害者においても平等に保障されるというわけにはいかなかったのだ。

6. という訳で、私たちは、法案の理念・目的を以下のように考えた。

「この法は、障害のあるすべての人が、障害のない人との平等を基礎として完全に社会に参加することが可能となるよう、必要な支援サービスを市町村が提供すること、及び国等が財政的にそれを支えることを義務付けることを目的とする。」

7. 「障害者権利条約」第19条に近い法律を有する国はスウェーデンである。

「障害者援助サービス（LSS）法」では、第5条（目標）「この法律の目標は、この法律の対象者が、対象でない者と同様な生活を可能にすることである。」

第8条「第1条に該当する者は、日常生活に何らかの援助を必要とし、他の手段では代替できないときは、第9条に掲げる特別の援助とサービスを受ける権利を有する。」とある。

ここでは、障害者が、障害のない市民と平等の市民生活（社会参加）をするのに必要な支援を受ける権利（Entitlement）が明確である。それでも、スウェーデンの地方分権がもたらす財政的制約の問題をふまえて、私たちが法案では、「国等が財政的にそれを支えることを義務付けること」という表現をとった。

8. 法の対象と障害の定義、サービス支給決定の仕組みとサービスの財源、及び地域移行・退院促進・権利擁護は、以下の諸論考にあるとおりである。

一読してお分かりの通り、私たちの法案の基調に流れるのは、「通常の市民社会で、障害者と障害のない市民が平等の市民生活（社会参加）をするのに必要な支援を受ける権利」を全市民に保障するという理念である。

9. わが国の高齢者支援を規定している「介護保険法」は、その第2条の4で「第一項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介